

# 第1節

# 国際社会の課題

## 1 国際テロリズムの動向

### (1) 全般

01（平成13）年の9.11テロは、国際テロの脅威を全世界に改めて認識させ、米国をはじめとする各国による「テロとの闘い」が始まる契機となった。

テロ発生直後に開始された米英軍主導のアフガニスタン攻撃などにより、9.11テロを主導したとされるアルカイダやそれをかくまったタリバーンは、指導部の多くが殺害または拘束された。しかしながら、ウサマ・ビン・ラーディンやムラー・ムハンマド・オマル等の指導者や残党は、今もアフガニスタン・パキスタン国境に潜伏しているとされており、米、パキスタン両国軍による掃討作戦が続いている。また、各国は、国際的な連帯を形成し、軍事のみならず、外交、警察・司法、情報、経済など多くの面でテロとの闘いを継続しているが、テロは、世界各地で依然として繰り返されている。

特に最近では、各地に分散した国際テロ組織の分子およびそのイデオロギーに共鳴した地域のテロ組織や個人が、単独又は協力してテロ活動を実施するという新たな傾向が見られる。例えば、昨年7月に英国ロンドンで発生した地下鉄・バス同時爆破テロは、警察当局の捜査により、外国人テロリストによるものではなく、英国で生まれ育ったイスラム系の移民の子弟らによる自爆テロであることが明らかになった<sup>1</sup>。また、昨年11月9日、イラクのバグダッド付近で発生した米軍の車列に向けた自爆テロは、中東出身者と結婚したベルギー人女性により引き起こされたことが明らかになっている。

このように、現代のテロは、従来の形態から形を変えつつ、国際政治から一般市民の生活に至るまでさまざま

な分野に重大な影響を与えながら世界に拡散している。

こうした現状を踏まえ、各国、特に欧州諸国は、ロンドンのテロ以降、テロ対策国内法の整備などテロ対策の強化を行っている。また、ロシア政府は、乗客の搭乗した旅客機や船舶がテロ組織に乗っ取られ、それらが人命損失や大規模の災害をもたらす危険がある場合に撃墜や撃沈を認める旨を定める新たなテロ対策法を本年3月制定するなどの措置をとっている<sup>2</sup>。

国連、G8、地域協力機構など多国間の枠組みを活用したテロ対策も進んでいる。具体的には、アフガニスタンやイラクなどの復旧・復興支援、テロ関連情報交換体制の強化、テロリストを厳正に処罰するための国際的な法的枠組みの強化、テロ資金対策、ハイジャック対策、出入国管理強化、大量破壊兵器不拡散への取組強化、テロ対策が不十分な国への支援、さらに、発展途上国などにおける貧困、経済社会格差や不公正の是正などのための各種取り組みが行われている。

### (2) アフガニスタンおよびその周辺におけるテロとの闘い

9.11テロ直後の01（平成13）年10月以来、米国は、各国とともに、アフガニスタンおよびその周辺において、アルカイダやタリバーンに対する軍事作戦を継続している。さらに、アラビア海などにおいては、各国の艦艇により、これらの残党の海路を通じた各地への逃亡とアフガニスタンからのテロの拡散を防止する努力が続けられている。

一方、国際社会は、同年12月のボン合意に基づき、内

1) 自爆テロ犯4人のうち、3人はパキスタン系移民二世。残る1人はジャマイカ生まれで、全員英国籍者であった。

2) 一方、ドイツでは、本年2月、同国連邦憲法裁判所において、ハイジャックされた航空機を撃墜できる旨を定める航空安全関連法の条項が違憲であり、無効にすべきとの判断がなされるなど、テロ対策に対する認識は各国ごとに異なっている。

戦後のアフガニスタンで進められてきた和平プロセスが成功裏に終了したのを受け、同国の復興・再建と国際支援をさらに推進するため、本年1月末にロンドンでアフガニスタン支援国会合を開催し、アフガニスタン協約（Afghanistan Compact）<sup>3</sup>を作成・合意した。

これと並行し、アフガニスタンにおける国民生活の安定と国土の復興のため、国連アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）United Nations Assistance Mission in Afghanistanを中心として、各国による復興に向けた協力が行われている。

また、米国が主導するアフガニスタン多国籍軍（CFC-Combined Force Command in AfghanistanA）や国際治安支援部隊（ISAF）International Security Assistance Forceなどは、アフガニスタン中央政府の地方への影響力拡大や国際援助活動の実施のため、治安環境の改善などを目的として、軍民一体の地方復興チーム（PRT）Provincial Reconstruction Teamを展開している。なお、軍閥の武装集団の構成員となっている兵士の武装解除、動員解除、社会復帰（DDR）Disarmament, Demobilization, Reintegrationプロジェクトは、本年6月に終了した。

### （3）世界各地で発生するテロの動向

イラクにおいては、03（平成15）年の米英などによる武力行使によるフセイン政権の崩壊以降、治安の悪化と不十分な国境管理によって、国外からテロリストが流入しているとみられており、米国などの軍人のみならず、イラクの一般市民や外国人を標的としたテロがほぼ毎日発生している。また、本年2月にイラク中部のサマラで発生したシーア派の聖廟爆破事件を契機として、宗派対立に起因すると考えられる事件がイラク各地で発生した。このため、イラク移行政府は、バグダッドおよびその周辺において外出禁止令などを出すなど、治安の回復に努め、この結果、事態は沈静化したものの、宗派対立や民族対立をあおることを目的としたテロなどが起きる可能性はイラク新政府の発足後も排除されず、イラクの治安情勢については、引き続き注意が必要である。

参照 > 本節3（P13）

イラク周辺国においても、引き続きテロが発生している。昨年7月、エジプトのシナイ半島南部の保養地シャルム・エルシェイクのリゾートホテルなど3か所で爆弾

図表1-1-1 世界の主なテロ（2005年7月 - 2006年6月）



3) 「アフガニスタン協約」は重点分野として、治安維持、統治、法治および人権擁護、経済および社会の発展、麻薬対策をあげている。

4) 安保理決議第1386号（01（平成13）年12月20日）によりカブール周辺の治安維持を主たる任務として設立。安保理決議第1510号（03（同15）年10月13日）により、カブール周辺以外にも活動範囲を拡大。現在は北部および西部を含むアフガニスタンの約50%の領域で活動しており、本年夏に南部地域まで、年内に全域に、活動範囲を拡大していく予定

がほぼ同時に爆発し、80人以上が死亡した。また、昨年11月、ヨルダンの首都アンマンで欧米系ホテル3か所が爆破され、50人以上が死亡した。

また、東南アジアは、イラクおよびその周辺国と並んで大規模テロが発生している地域である。昨年10月、インドネシア・バリ島の外国人が集まるレストランなどで同時爆破テロがあり、日本人1人を含む20人以上が死亡

した。インドネシアでは02（同14）年以降毎年大規模テロが発生している<sup>5</sup>。また、タイ南部においては、04（同16）年以降イスラム系分離独立主義過激派による軍・治安機関などへの襲撃事件が散発的に発生している。

南アジアにおいては、昨年10月、インドのニューデリーのキリスト教会付近の市場などで爆発があり、50人以上が死亡するなど、カシミール問題をめぐってインドと対立するイスラム系テロ組織によると指摘されるテロが多発した。バングラデシュでは、昨年8月、国内の約480か所でほぼ同時に爆発が発生し、2人が死亡、多数が負傷するテロが発生した。それぞれの爆発は小規模であったが、爆発がほぼ同時に全国的な広がりをもって発生したことから、地元のテロ組織のみによる犯行ではなく、大規模な国際テロ組織が関与しているとの指摘があるが、明確な証拠は確認されていない。

ロシアにおいては、引き続きロシアからの分離独立を目指すチェチェン武装勢力が活動を継続しており、同勢力が関与したとみられる襲撃事件が昨年10月にロシア南部のカバルジノ・バルカル共和国で発生し、一般市民と武装勢力をあわせて100人以上が死亡した。

## 2 大量破壊兵器の移転・拡散など

核・生物・化学兵器など大量破壊兵器が使用された場合、大量無差別の殺傷や広範囲にわたる環境汚染を生ずる可能性があることから、大量破壊兵器やその運搬手段である弾道ミサイルの移転・拡散は、冷戦後の大きな脅威の1つとして認識され続けてきた。特に、近年、大量破壊兵器の使用に対する抑止が働きにくいテロリストなどの非国家主体が大量破壊兵器などを取得、使用する懸念が高まっている。

### (1) 核兵器

米ソ冷戦のさ中、62（昭和37）年のキューバ危機を経て、米ソ間の全面核戦争の危険性が認識されるなどし、68（同43）年に作成された核兵器不拡散条約（NPT<sup>1</sup>）Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weaponsの下、66（同41）年以前に核爆発を行った国<sup>2</sup>以外の国の核兵器保有が禁じられるとともに、相互交渉による核戦力の軍備管理・軍縮が行われることとなった<sup>3</sup>。

現在、189か国が締結しているNPTでは、米国、ロシア、英国、フランス、中国の5か国が核兵器国として認

1-5) 02（平成14）年10月12日、バリ島のクラブ2か所で爆破テロが発生し、約200人が死亡。03（同15）年8月5日には、ジャカルタの米系高級ホテル「JWマリオット」付近で自動車爆弾が爆発し、10人以上が死亡。さらに、04（同16）年9月9日、ジャカルタの豪州大使館前で自動車爆弾が爆発し、約10人が死亡

2-1) 70（昭和45）年発効

2) 米国、ソ連、英国、フランス、中国。ただし、フランスと中国のNPT加入は92（平成4）年

3) NPT第6条

められている。かつて核を保有していてもこれを放棄して非核兵器国として加入する国がある一方で<sup>4</sup>、依然として加入を拒んでいる国<sup>5</sup>もある。また、核兵器の保有が認められている5か国のほかにも核兵器の保有・開発が疑われている国が存在している。

## (2) 生物・化学兵器

生物・化学兵器は、比較的安価で製造が容易であるほか、製造に必要な物資・機材・技術の多くが軍民両用であるため偽装が容易である。したがって、生物・化学兵器は、非対称的な攻撃手段<sup>6</sup>を求める国家やテロリストにとって魅力のある兵器となっている。

生物兵器は、製造が容易で安価、<sup>ばくろ</sup>曝露から発症までに通常数日間の潜伏期間が存在、使用されたことの認知が困難、実際に使用しなくても強い心理的効果を与える、種類および使用される状況によっては、膨大な死傷者を生じさせるといった特性を有している<sup>7</sup>。

化学兵器については、第一次世界大戦中から窒息剤であるホスゲンなどが知られていたが、イラン・イラク戦争中には、イラクが、イランに対して、びらん剤であるマスタード、神経剤であるタブン、サリン<sup>8</sup>などを繰り返し使用したほか、1980年代後半には自国民であるクルド人に対する弾圧の手段として、化学兵器を使用している<sup>9</sup>。こうした兵器のほか、さらに毒性の強い神経剤であるVXや、管理が容易なバイナリー弾<sup>10</sup>が存在しているとされる。

こうした兵器を求める国家として、たとえば、北朝鮮がある。また、95（平成7）年のわが国における地下鉄サリン事件は、米国における01（同13）年の<sup>たんそ</sup>炭疽菌入り郵便物事案や04（同16）年2月のリシン入り郵便物事案とともに、テロリストによる大量破壊兵器の使用の脅威が現実のものであり、都市における大量破壊兵器による

テロが深刻な影響をもたらすことを示した。

## (3) 弾道ミサイルなど

弾道ミサイルは、重量物を遠距離に投射することが可能であり、核・生物・化学兵器などの大量破壊兵器の運搬手段として使用され得るものである。また、いったん発射されると弾道軌道を描いて飛翔し、高角度、高速で落下するなどの特徴を有しており、これに有効に対処し得るシステムの配備を現時点で本格的に完了した国はない。

このため、武力紛争が続いている地域に弾道ミサイルが配備された場合、紛争を激化・拡大させる危険性が高い。また、軍事的対峙<sup>たいじ</sup>が継続している地域の緊張をさらに高め、地域の不安定化をもたらす危険性も有している。さらに弾道ミサイルは、通常戦力において優る国に対する遠距離からの攻撃や威嚇の手段としても利用される。

近年こうした弾道ミサイルの脅威に加え、テロリストにとって比較的入手が容易な兵器として巡航ミサイルの脅威も指摘されている。巡航ミサイルは、弾道ミサイルに比して、速度は落ちるものの、発射時と飛翔中の探知が困難であるとされる<sup>11</sup>。また、弾道ミサイルに比して小型であるため、船舶に隠匿して、密かに攻撃対象に接近することが可能であり、弾頭に大量破壊兵器が搭載された場合は、深刻な脅威となりうる。

## (4) 大量破壊兵器の移転・拡散の懸念の増大

自国防衛の目的で当初購入・開発を行った兵器であっても、ひとたびその生産に成功すると、輸出が可能になり移転されやすくなる。たとえば、通常戦力の整備に資源を投入できないためにこれを大量破壊兵器などによって補おうとする国家に対し、政治的なリスクを顧みない国家から、大量破壊兵器やその技術などの移転が行われ

4) 南アフリカ、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ

5) 主たる非加盟国は、イスラエル、インド、パキスタン

6) 相手の弱点をつくための攻撃手段であって、在来型の手段以外のもの。大量破壊兵器、弾道ミサイル、テロ、サイバー攻撃など。

7) 防衛庁「生物兵器対処に係る基本的考え方」（02年1月）

8) マスタードは、遅効性のびらん剤。タブン、サリンは、即効性の神経剤

9) 特に88（昭和63）年にクルド人の村に対して実施された化学兵器による攻撃では、一度に数千人の死者が出たとされる。

10) 2種類の化学剤を発射または爆発によって混合し、致死性の化学剤を生成する兵器。使用前は化学剤の致死性が低いため、貯蔵、取扱が容易である。

11) 米国防省「拡散：脅威と対応」（01年1月）



ている。大量破壊兵器などを求める国家の中には、自国の国土や国民を危険にさらすことに対する抵抗が少なく、また、その国土において国際テロ組織の活発な活動が指摘されているなど政府の統治能力が低いものもある。このため、大量破壊兵器などが実際に使用される可能性は高いと考えられる。

さらに、このような国家では、関連の技術や物質の管理体制にも不安があることから、化学物質や核物質などが移転・流出する可能性も高くなっている。たとえば、技術を持たないテロリストであっても、放射性物質を入手しさえすれば、「汚い爆弾」<sup>12</sup>などをテロの手段として活用する危険がある。

テロリストなどの非国家主体による大量破壊兵器の取得・使用については、各国とも懸念を表明している。こうした懸念を踏まえ、04（平成16）年4月には、大量破壊兵器およびその運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転または使用を企てる非国家主体に対し、全ての国が支援の提供を控えるとともに、これらの活動を禁止するための適切で効果的な法整備を行うことなどを定めた安保理決議第1540号が採択された。また、昨年4月には国連総会で「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」が採択された。

また、02（同14）年以降、これまで秘密裏に行われてきた各国の大量破壊兵器関連活動が明らかになってきており、特に核兵器関連技術の移転・拡散が進んでいることが明らかとなった。一方で、国際社会の安易に妥協しない断固たる姿勢は、こうした大量破壊兵器関連活動を行う国に対する大きな圧力となり、一部の国に国際機関の査察を受け入れさせ、または、大量破壊兵器計画を廃棄させることにつながっている。

パキスタンは、隣国インドの核保有に対抗するために1970年代から核開発を開始したと見られ、オランダのウラン濃縮施設で勤務していたA.Q.カーン博士が所長であ

る研究所が中心となって開発を進め、国内でウラン濃縮施設を運転し、98（同10）年には核実験を成功させた。しかし、03（同15）年以降、イランやリビアなどの核関連活動がパキスタンからの技術移転により行われた可能性が指摘され、04（同16）年2月には、A.Q.カーン博士ら科学者の個人的な行為により北朝鮮、イラン、リビアに主にウラン濃縮技術を中心とする核関連技術が移転されたことが明らかになった。これらの移転は、欧州やアフリカ、中東、東南アジアなど各地にまたがるネットワークを利用して、秘密裏に行われていたことが指摘されており、同年5月には、同ネットワークにおけるA.Q.カーン博士の右腕とされた男がマレーシアで逮捕された<sup>13</sup>。なお、IAEAのエルバラダイ事務局長は、同ネットワークに関連した国は30か国以上にわたると語ったとされる<sup>14</sup>。

現在、同ネットワークの実態解明に向けたIAEAや各国の努力は継続しているが、全容解明には至っておらず、パキスタン政府も、A.Q.カーン博士の外部との接触を認めていない。

北朝鮮については、02（同14）年10月にケリー米国防務次官補（当時）が訪朝した際、北朝鮮が核兵器用ウラン濃縮計画の存在を認めたと発表しており、北朝鮮がブルトニウム型だけではなくウラン型の核兵器開発を進めている可能性が明らかになった。

参照 > 本章2節（P28）

弾道ミサイルについても、移転・拡散が顕著であり、旧ソ連などがイラク、北朝鮮、アフガニスタンなど多数の国・地域にスカッドBを輸出したほか、中国の東風3（CSS-2）北朝鮮のスカッドの輸出などを通じて、現在、相当数の国が保有するに至っている。特に、パキスタンのガウリやイランのシャハーブ3は、北朝鮮のノドンが元になっているとされている<sup>15</sup>。また、大量破壊兵器計画の廃棄に応じたりビアから、北朝鮮の支援を受けたス

12) 放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

13) パウチャー米国防務省報道官（当時）は、「これは、マレーシア政府による断固たる行動である。彼は、実質的にネットワークの活動を動かしていた。彼の逮捕は、主要なステップであり、カーン・ネットワークを封鎖するための国際的な努力を促進させるものである。」と発言した（04年5月28日）。

14) 日本人記者団との会見における発言（04（平成16）年9月29日）

15) ケリー米国防務次官補（当時）は、04（同16）年3月の上院外交委員会公聴会において、公開の場で言えることは多くないとしながら「（北朝鮮と）パキスタンとの間で、現在、如何なる種類の軍事取引も行われていない。しかしながら、常にそうではなかったことは確かである。...（北朝鮮と）イランとの間で、これまで何らかの種類の軍事的提携関係があった。」と述べている。

カッドC生産ラインなどの施設が開示されたとされている<sup>16</sup>。さらに、01（同13）年頃、ウクライナより核弾頭搭載可能な巡航ミサイルがイランおよび中国に対し不正輸出されたとされる<sup>17</sup>。

## （5）イランの核兵器開発疑惑

イランは、NPTの下で認められている原子力の平和的利用を掲げ、1970年代以降海外からの協力による原子力発電所建設計画を進めてきたが、02（平成14）年、秘密の大規模ウラン濃縮施設などの建設が報道された。その後、IAEAの調査を通じて、イランがIAEAに申告することなく核兵器の開発につながるウラン濃縮を含む活動を行い、IAEAの保障措置協定に違反していたことが明らかとなった<sup>18</sup>。その結果、イランの核兵器開発に対する各国の疑惑は高まり、IAEA理事会において、現在まで数次にわたるイラン非難決議が採択された。一方、問題解決に向けてイニシアティブを発揮した英仏独3か国（EU3）は、独自のルートでイラン側と同問題の解決に向けた話し合いを行い、04（同16）年11月にはウラン濃縮を含めたすべての核関連活動を停止する合意（パリ合意）がなされ、イラン側は、この合意に従い核関連活動を停止した。

しかし、昨年8月、イランはウラン濃縮の前段階にあたるウラン転換活動の再開を決定するとともに、就任直後のイランのアフマディネジャド新大統領は、EU3が提示した長期的取極め（Long-Term Agreement）にかかる提案<sup>19</sup>を即座に拒否するなど再び強硬姿勢を取り始めた。

これに対し、同年9月、IAEAは、国連安保理への付託を視野に入れたイラン非難決議を採択し、核関連活動の再停止を求めたが、イランは応じなかった。

一方、軽水炉型原発建設などイランと緊密な原子力協力関係を築いているロシアは、同年10月、原子力発電用のウラン燃料の濃縮をロシア国内で行うとする妥協案を示した。このロシア提案については、欧米諸国も賛成し、イラン・ロシア間で話し合いが行われたが、合意には至っていない。

本年1月、イランは、核燃料技術の研究開発活動を再開するとしてウラン濃縮活動の再開準備を発表した。これに対し、IAEAは、2月に緊急理事会を招集し、本問題を国連安保理に報告することなどを内容とする決議を賛成多数で採択した。国連安保理は、3月29日にイランに対しウラン濃縮を含む開発活動を停止することなどを求める議長声明を採択した。しかしながら、イランは、4月11日に低濃度（3.5%）のウラン濃縮<sup>20</sup>の成功を宣言するなど、濃縮活動を継続する方針を崩さなかった<sup>21</sup>。

現在、国際社会は、国連安保理常任理事国5か国とドイツが提示した包括的提案に対するイランの対応を注視している。この提案は、イランがウラン濃縮を停止した場合の見返りを含むとともに、停止しなかった場合の制裁の可能性を示唆するものである。なお、米国は、イランが濃縮関連活動を凍結し誠実に交渉に応じるならば、EU3とともに、イランとの交渉に臨む用意があるとの提案を5月末に行っている。

16) テネット米中央情報長官の上院情報委員会における証言（04年2月24日）

17) ウクライナ議会組織犯罪・汚職問題対策委員会副委員長の告発（05年2月2日）

18) IAEA定例理事会に対する事務局長報告（03年11月10日）は、「2003年8月のカライ電気会社への査察の際に採取した環境サンプルを分析した結果、高濃縮および低濃縮ウランの粒子が検出され、イランの申告と矛盾することが明らかとなった」と言及している。

19) イランに対し、軽水炉への燃料供給を保障する等の民生用原子力計画への支援、民間航空機（エアバス）やその部品の提供、および世界貿易機関（WTO）への加盟支持を行う代わりに核燃料サイクルの断念を迫るもの。

20) 通常、原子力発電燃料用ウランの濃縮度は3.5～5%、核兵器用ウランの濃縮度は90%以上とされる。

21) 4月28日、IAEAのエルバラダイ事務局長は、イランの核問題に関する報告書を国連安保理およびIAEA理事会に提出し、イランが濃縮活動を継続、拡大している等指摘した。

## 核兵器と原子炉について

現在の国際社会にとって、北朝鮮およびイランの核問題の解決は、大きな課題となっている。ここでは、その問題の中心にある核兵器と原子炉について説明する。

### (1) 核兵器<sup>1</sup>の原料：ウランとプルトニウム

核兵器は、中性子の照射により原子が分裂する際に放出される巨大なエネルギーを利用した兵器であるため、核兵器の製造には、まず、核分裂を起こしやすい原子からなる物質（核分裂物質）を入手することが必要となる。代表的な核分裂物質として、ウランとプルトニウムがある。

天然ウランは、核分裂を起こしやすいウラン235とそうでないウラン238<sup>2</sup>からなり、ウラン235は天然ウランに約0.7%しか含まれていない。したがって、核兵器の原料として使用するには、天然ウランからウラン235だけを抽出する作業（濃縮）が必要となる。ウランの濃縮には、一般的に、数千の遠心分離機<sup>3</sup>を接続した大規模な濃縮施設が必要とされ、濃縮施設においてウラン235の濃度は兵器級（90%以上）に高められる。

一方、プルトニウムは自然界には存在せず、ウラン238に中性子を照射して吸収させることにより、人工的に作り出される。原子力発電用原子炉は、ウラン燃料棒に中性子を照射し、ウラン235の核分裂エネルギーを利用して発電を行うと同時に、ウラン燃料棒に含まれる大量のウラン238に中性子が吸収され、副産物としてプルトニウムが生成される。その結果、発電に使用した後の使用済燃料棒には、ウラン235、ウラン238、プルトニウムなどが混在しているが、再処理施設において化学的処理を施すことにより、プルトニウムの抽出が可能となる。

なお、中性子は核分裂を起こすトリガーとなり、核分裂連鎖反応を維持する重要な存在であるが、ウラン235の核分裂時には平均約2.5個の中性子が放出される一方、プルトニウムの核分裂時には平均約2.8個の中性子が放出される。したがって、ウランよりもプルトニウムの方が核兵器の小型化に適しており、現在、世界のほとんどの核兵器はプルトニウム型となっている。

### (2) 原子炉の種類とイラン・北朝鮮の核疑惑

原子力発電用原子炉には、使用される減速材<sup>4</sup>の違いにより、黒鉛減速炉、重水炉、軽水炉がある。黒鉛減速炉と重水炉は燃料として天然ウランを使用するのに対し、軽水炉は燃料としてウラン235の濃度を3～5%に高めた低濃縮ウランを使用する。したがって、軽水炉の稼動には低濃縮ウランの確保が前提となるが、それには、国産または輸入の2つの選択肢があり、前者の場合、濃縮施設が民生用か兵器用かの見極めが問題となる。

北朝鮮は、94（平成6）年の「枠組み合意」により、KEDOによる軽水炉の提供を条件に、プルトニウムの生産により適しているとされる国産の黒鉛減速炉の開発を断念し、北朝鮮によるプルトニウム型核兵器開発疑惑は一応の解決を見た。軽水炉については、低濃縮ウランの輸入が必要であるため、その監視が容易であること、また、燃料棒の取替え時に原子炉を停止する必要があるため、プルトニウムを含む使用済燃料棒の監視が容易であることなどから、黒鉛減速炉の場合よりも核兵器の製造を防止しやすいとされる。その後、北朝鮮は、軽水炉用低濃縮ウランを輸入する予定であったにもかかわらず、遠心分離機の原材料を輸入しようとしていた疑いが持ち上がり、その結果、ウラン型核兵器の開発についても疑惑が持たれている。

参照 > 本章2節（P28）

一方、イランは、自国で建設中の軽水炉の稼動に必要な低濃縮ウランの製造のためとして自国内でのウラン濃縮技術の確立を目指しているが、02（平成14）年まで、ウラン濃縮がIAEAに未申告のまま実施されていたことから、ウラン型核兵器開発の疑惑が持たれている。また、イランは、重水炉も建設中であるが、軽水炉に加えて重水炉も必要な理由が明確でないこと、重水炉は黒鉛減速炉と同様、軽水炉よりもプルトニウムの生産に適しているとされることから、プルトニウム型核兵器開発の疑惑も持たれている。

- 1) 核兵器には、主として、核分裂兵器と核融合兵器があるが、ここでは前者のみを取り扱う。
- 2) ウラン235の核は、92個の陽子と143個の中性子を有する一方、ウラン238の核は92個の陽子と146個の中性子を有する。後者のほうが前者よりも重い。
- 3) ウラン235とウラン238の質量の差と遠心力を利用して、ウラン235をウラン238から分離する装置
- 4) 原子炉の中を飛び交う中性子の速度を遅くするための物質。中性子の速度が速すぎると、核爆発などの問題が生じる。



### 3 イラクをめぐる情勢など

#### (1) イラク移行政府発足後の治安情勢

昨年4月にイラク移行政府が発足した後も、多国籍軍やイラク治安部隊などに対するテロなどがいわゆるスンニ・トライアングル<sup>1</sup>および北部地域の一部を中心に発生している。イラクの治安情勢は、脅威の度合いは地域により異なるものの、全般的に予断を許さない状況が継続している。この背景としては、フセイン政権の残存勢力や国外から流入していると思われるイスラム過激派などが、イラク政府による統治や多国籍軍による治安維持の失敗を内外に印象付けるとともに、宗派対立や民族対立をあおることにより政治的混乱を引き起こすため、テロなどを継続していることなどがあるとみられている。

こうしたテロなどについては、スンニ・トライアングルなどに限定される傾向がみられるものの、簡易爆弾 (IED) Improvised Explosive Device による多国籍軍などへの攻撃、車両爆弾 (VBIED) Vehicle-Borne Improvised Explosive Device による民間人への攻撃など、依然としてさまざまな事件が発生している。また、本年2月にイラク中部のサマラで発生したシーア派の聖廟爆破事件を契機として、宗派対立に起因すると考えられる事件がイラク各地で発生した。このため、イラク移行政府は、バグダッドおよびその周辺において外出禁止令を出すなど、治安の回復に努めた。この結果、事態は沈静化したものの、宗派対立や民族対立をあおることを目的としたテロなどが起きる可能性はイラク新政府の発足後も排除されず、イラクの治安情勢については、引き続き注視する必要がある。

#### (2) イラク治安部隊および多国籍軍による治安対策

イラク政府は、昨年春以降、武装勢力の掃討や武器貯蔵庫の摘発などのために、多国籍軍とともにバグダッドなどにおける治安作戦を実施している。特に、武装勢力の活動拠点とみられるユーフラテス川流域やイラク北部

のタル・アファルなどにおいては、比較的規模の大きな武装勢力の掃討作戦が、イラク治安部隊などにより継続的に行われている。

本年6月、多国籍軍の空爆により、多くのテロに関与してきたアブ・ムサブ・ザルカウィが死亡したのもこうした取り組みの成果といえる。

多国籍軍も、イラク政府による治安回復に向けた努力を支援するため、治安対策のみならず、政治、経済面での支援強化を含む総合的な取り組みを実施している。昨年11月、米国が発表した「イラクにおける勝利のための国家戦略」は、武装勢力を含め、より多くのイラク国民に政治プロセスへの参加を促す一方、政治参加の意思がないイスラム過激派などが拠点とする地域においてはイラク治安部隊とともに掃討作戦を行った後、復興支援とイラク治安部隊の常駐により秩序回復を図ることとしている。こうした戦略を実施するため、多国籍軍は、治安維持任務を遂行できるだけの能力を備えたイラク治安部隊を増強することに主眼を置いている。

多国籍軍からイラク治安部隊への治安権限移譲については、昨年夏より、イラク政府関係者および多国籍軍関係者で構成される治安権限移譲合同委員会<sup>2</sup>で、権限移譲

1) 首都バグダッド、西部のラマーディ、北部のティクリート(サダム・フセインの生地)を結ぶ三角形を中心とした地域で、イスラム教スンニ派の住民が多く、旧フセイン政権を支持する者が多いとされている。

2) 昨年8月に設立された治安権限移譲合同委員会は、イラク移行政府の内務大臣、国防大臣、治安担当顧問、駐イラク米大使、駐イラク英大使、ケーシー・イラク多国籍軍司令官などにより構成され、多国籍軍からイラク治安部隊に対する権限移譲の条件について随時議論を行っている。なお、米国防省は、治安権限移譲にあたって、現地の治安情勢、イラク治安部隊の能力、イラクの関係政府機関の能力、イラク治安部隊に対する多国籍軍の支援能力などを地域や都市ごとに評価することになっているとしている。



のための条件などについて議論が行われている。多国籍軍の活動に関する基本的な考え方は、イラク治安部隊が単独で治安維持活動を実施できるようになるまで多国籍軍の任務は必要であり、逆に、イラク治安部隊の能力が育成されれば、多国籍軍の活動は終了するというものである。したがって、多国籍軍は、その活動を終了させる時期を、あらかじめ設定することはできないとしている。ただし、政治状況やイラク治安部隊の能力向上など、現地情勢が改善した場合には、多国籍軍の兵力規模は変更されることになると見込まれる。

### (3) 南東部ムサンナー県の治安情勢

陸上自衛隊が人道復興支援活動などを実施していたイラク南東部のムサンナー県については、イラクのほかの地域と比べ比較的安定している状況が継続しており、昨年10月の憲法草案の国民投票や同年12月の国民議会選挙に際しても、選挙妨害と見られる特段の事案もなく、粛々と選挙が実施された。

しかし、これまでにサマーワの陸上自衛隊宿营地周辺で砲弾発射事案が計13回（04年4月2件、8月4件、10月2件、昨年1月1件、7月1件、11月1件、12月1件、本年3月1件：本年6月末現在）発生している。また、昨年6月には、サマーワ市内でIEDの爆発により陸自車両が破損する事案が発生している。最近では、ムサンナー県における多国籍軍への攻撃事案はほとんど発生していないが、今後も、同県でテロなどが発生する可能性は否定できない。

ムサンナー県においては、昨年3月より、オランダ軍に代わり、英国軍が同県の治安維持を担当してきた。また、昨年5月から、オーストラリア軍も英国軍とともに同県の治安維持およびイラク治安部隊の訓練にあたってきた。ムサンナー県のイラク治安部隊は、英豪軍の支援を受けつつ、昨年実施された3回の国民議会選挙および国民投票を大きな混乱なく成功裡に終了させるなど、そ

の治安維持能力を順調に向上させている。本年6月のイラク政府の決定により、ムサンナー県が治安権限の移譲が行われる最初の県となったことは、現地における多国籍軍の努力が成果を上げたことを示している。

### (4) 政治プロセスの進展

イラクの政治プロセスは、昨年4月にイラク移行政府が発足した後も、おおむね順調に進められた。同年5月、憲法起草委員会が国民議会で設置された後、憲法起草作業が精力的に進められ、同年1月の国民議会選挙をボイコットしたスンニ派の意向も憲法草案に反映する努力が続けられた。こうしたプロセスを経て起草された憲法草案は、同年10月の国民投票において承認された<sup>3</sup>。同年12月に実施された国民議会選挙は、治安面での混乱もなく、スンニ派を含む多くのイラク国民が投票するなど、成功裡に終了した<sup>4</sup>。その後、スンニ派を含めた幅広い政治勢力が参加する新政府を発足させるための努力が続けられた結果、本年5月にイラク新政府が発足し、国連安保理決議第1546号などで定められた政治プロセスが完了したことになる。イラクは、治安の回復をはじめとして依然困難な課題を抱えているものの、国民融和の下で民主的に安定的な国家を構築する努力を継続している。

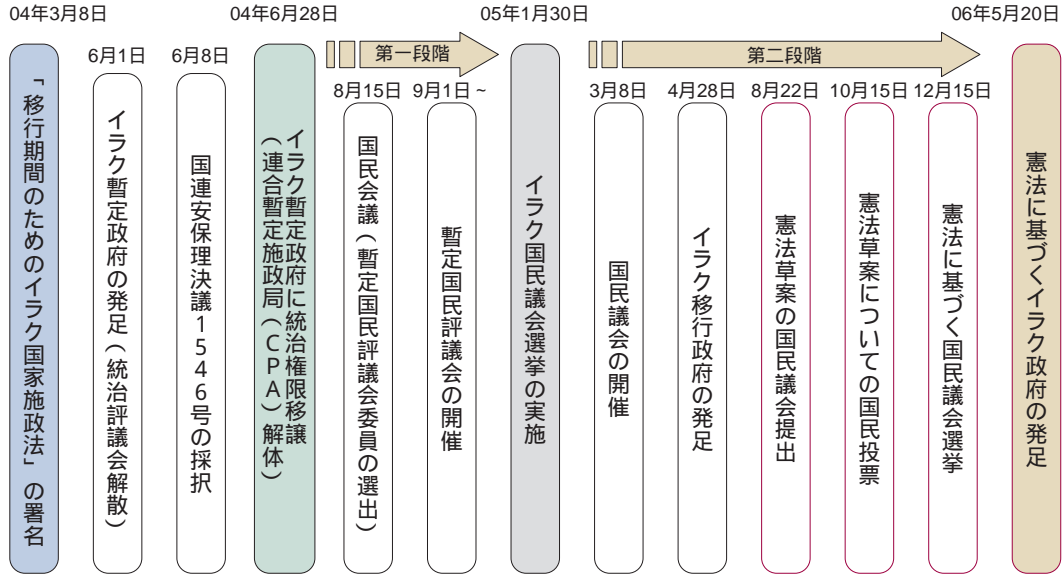
### (5) 復興に向けた国際社会の取組

イラクの復興は、イラク政府を中心に行われているが、各国も、二国間の支援や部隊派遣などを通じて復興に協力している。本年6月末の時点で、イラク国内には約13万3,000名の米軍を含め28か国の部隊などが展開し、治安維持や復興支援にあっている。米軍は主としてバグダッドとイラク北部・西部に展開し、イラク中南部にはポーランドを中心とする多国籍師団(中南部)(MND(CS))  
Multinational Division (Center South)が展開している。イラク南東部には、英国を中心とする多国籍師団(南東部)(MND(SE))  
Multinational Division (South East)が展開している。

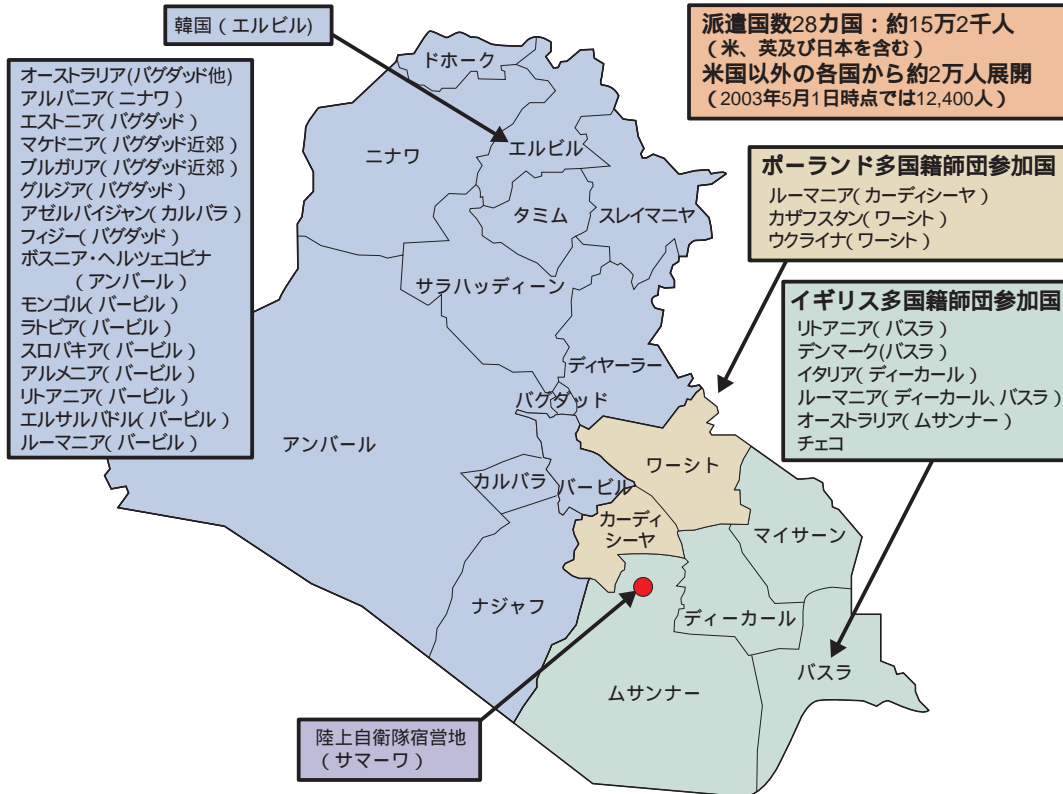
3) 昨年10月25日のイラク独立選挙管理委員会の記者会見によれば、投票者の8割近くが賛成票を投じ、また、反対票が3分の2を上回った県も2県にとどまったことから、憲法草案は承認された。

4) 本年2月10日のイラク独立選挙管理委員会の最終発表によれば、全275議席のうち、1位のシーア派「統一イラク同盟」が128議席、2位の「クルド同盟リスト」が53議席、3位のスンニ派「イラク合意戦線」が44議席、4位のアラウィ前首相率いる世俗系「イラク国民リスト」が25議席、5位のスンニ派「国民対話イラク戦線」が11議席を占めている。

図表1-1-2 イラクの政治プロセス



図表1-1-3 イラクに部隊を派遣している各国の主な派遣地域

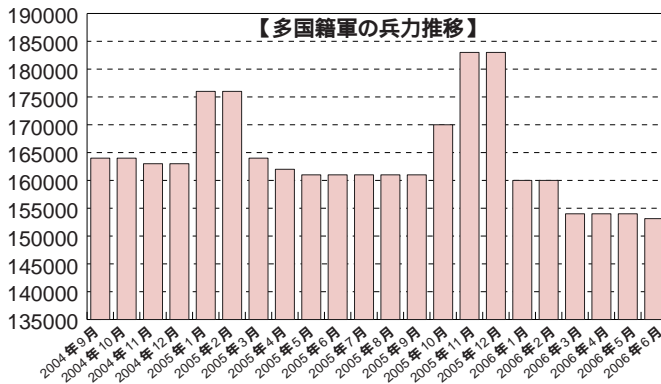
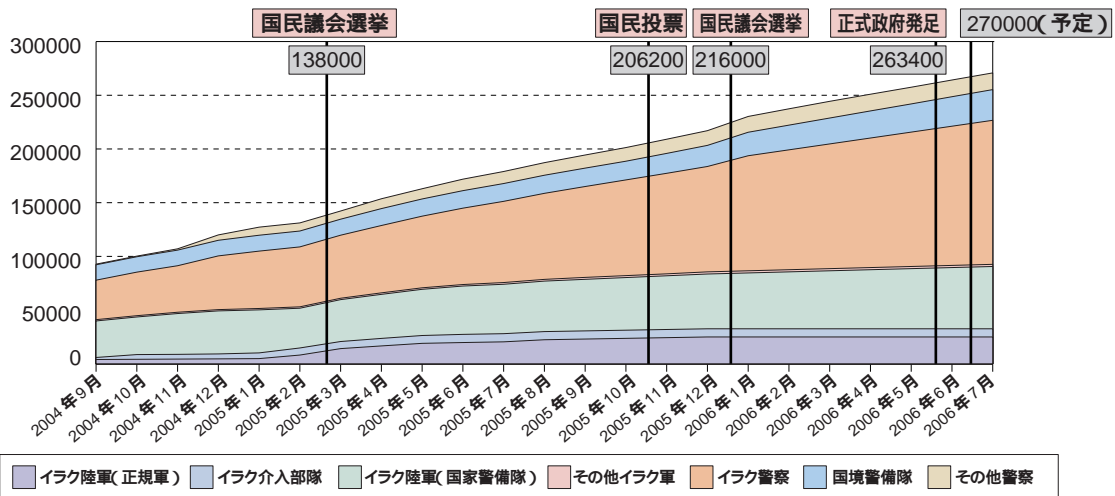


多国籍軍の任務については、昨年初めより、武装勢力との直接戦闘からイラク治安部隊の能力強化にその重点が移っている。イラク治安部隊は、昨年実施された3回の国民議会選挙および国民投票の際、治安維持に主要な役割を果たすなど、その治安維持能力を向上させており、その部隊規模、担当地域についても着実に拡大している。

しかし、イラク治安部隊が単独でイラクの治安と安定を維持できるようになるには、もうしばらく時間を要するとされている。そのため、多国籍軍などが治安部隊の教育訓練などを引き続き実施することになると見込まれる。

図表1-1-4 イラク治安部隊の整備計画

出典：国家開発戦略2005-2007(イラク計画省発表(2005.6.30))



2004年5月より、米軍の駐留規模は約13万8千人で基本的に推移  
 2005年1月の議会選挙、10月の国民投票、12月の議会選挙の前後に、米軍は兵力を増加  
 米軍は、2006年1月に約13万8千人に戻り、2006年3月、13万3千人に削減



## 4 複雑で多様な地域紛争

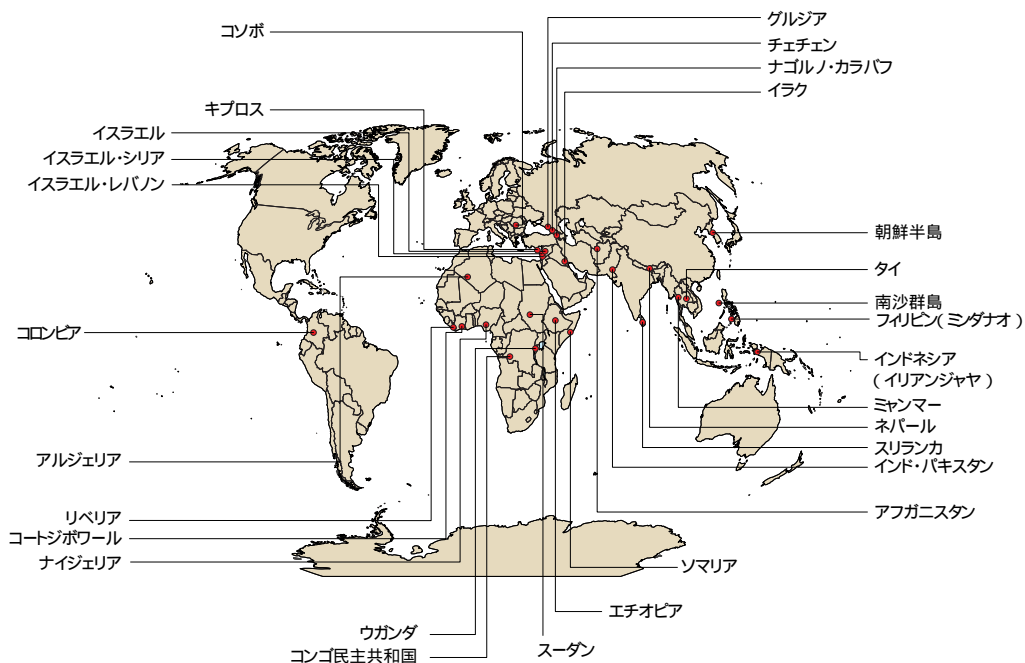
地域紛争の性格は、必ずしも一様ではない。それぞれが民族、宗教、領土、資源などの問題に起因し、その態様も武力紛争のみならず軍事的対峙<sup>たいじ</sup>の継続までさまざまである。また、世界各地で、民族、宗教、資源などに起因する内戦も継続しているが、それに伴い発生した人権侵害、難民、飢餓、貧困、テロなどが国境を越えて広がり、国際問題化する場合なども見られる。

そのため、国際連合（国連）や地域機構をはじめとするさまざまな国際的枠組みが紛争の未然防止から早期解決、紛争後の復興支援まで幅広く活用されるようになってきている。同時に、地域紛争の性格が一様ではなく、紛争の段階もさまざまであることから、常に特定の国際的枠組みによる画一的な関与が適切なものとは限らないことが認識されるようになってきている。国際社会にとっては、複雑で多様な紛争の性格を見極め、それぞれの性格に応じた適切な対処を模索することがより重要となっている。

48（昭和23）年のイスラエル建国以降、イスラエルとパレスチナ人・アラブ諸国間で4次にわたる中東戦争が行われた中東においては、イスラエルは、79（同54）年にエジプトと、94（平成6）年にはヨルダンと平和条約を締結した。イスラエルとパレスチナの間では、03（同15）年に、米国、欧州連合（EU）<sup>European Union</sup>、国連、ロシアの四者の枠組みで、イスラエル・パレスチナの二国家の平和共存を柱とする中東和平構想実現までの道筋を示す「ロードマップ」が提示され、イスラエル・パレスチナ双方がこれを受け入れている。

しかしながら、現在に至るまで、両者間で、ロードマップの着実な履行のための本格的な協議は、継続的な形では行われていない。イスラエル側は、国民の一定の支持の下、パレスチナ側との協議によらないという意味で一方向的な入植地撤退や、分離壁の建設を通じた事実上の境界画定を進めている。一方、パレスチナ側においては、本年1月の自治政府評議会選挙で勝利し、政権を獲得し

図表1-1-5 主な紛争・対立地域



(注) 資料は、ミリタリー・バランス(2006)などによる。

た Hamas が、イスラエルに対する武装闘争を否定していないことなどから、治安維持の意志と能力を十分に保有するか疑問が生じている。このような政治状況下で、パレスチナ過激派などによる自爆テロや銃の乱射、ロケット攻撃、イスラエル軍によるパレスチナ過激派に対する掃討作戦や暗殺作戦といった暴力の連鎖が継続しており、和平実現の見通しは立っていない。

イスラエルとシリア、レバノンとの間では、いまだに平和条約が締結されていない。イスラエルとシリアの間には、第3次中東戦争でイスラエルが占領したゴラン高原の返還などをめぐる立場の相違があり、ゴラン高原には、イスラエル・シリア間の停戦および両軍の兵力引き離しに関する履行状況を監視する国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF) United Nations Disengagement Observer Force が展開している。イスラエルとレバノンの間では、00 (同12) 年5月にイスラエル軍が南レバノンから撤退したが、シェバア農地の帰属をめぐり、依然としてイスラム教シーア派組織ヒズボラとイスラエル軍の間に散発的な衝突が起きている。

インドとパキスタンについては、第二次世界大戦後、旧英領インドから分離・独立したが、両国の間では、カシミールの帰属問題などを背景として、これまでに3次にわたる大規模な武力紛争が発生した。

参照 > 本章2節6 (P62)

朝鮮半島においては、現在、韓国と北朝鮮を合わせて150万人程度の地上軍が非武装地帯 (DMZ) Demilitarized Zone を挟んで厳しく対峙している。このような軍事的対峙の状況は、朝鮮戦争 (50 (昭和25) 年~53 (同28) 年) 停戦以降、現在においても続いている。

参照 > 本章2節 (P27)

スーダンでは、83 (同58) 年に、北部のアラブ系イスラム教徒を主体とする政府がイスラム法の全土適用を宣言したことに端を発し、南部のアフリカ系キリスト教徒主体の反政府勢力が自治権や石油収入の配分、宗教的自由などを求め、南北内戦が20年以上継続した。この内戦では、200万人以上の死者と数百万人の難民が発生したとみられている。さらに、スーダンでは、03 (平成15) 年より、同国西部のダルフル地方において、自治権や開発格差をめぐる対立から、アラブ系の政府とアフリカ系反政府勢力 (ともにイスラム教徒) の間で紛争が激化した。ジャンジャウィードと呼ばれるアラブ系民兵がアフリカ系地域住民を攻撃したこともあり、ダルフル問題は、約200万人の国内避難民の発生と約20万人の難民の隣国チャドへの流入を伴う国際的な人道問題に発展した。

スーダンの南北内戦に関しては、昨年1月に政府と反政府勢力との間で包括和平協定が調印されたことを受けて、現在、国連スーダンミッション (UNMIS) United Nations Mission in Sudan が活動している。ダルフル問題に関しては、アフリカ連合 (AU) African Union が、政府と反政府勢力の間の和平交渉の仲介を行うとともに、停戦監視団 (AMIS) African Union Mission in Sudan を派遣してきた。本年5月には、政府と主要な反政府勢力であるスーダン解放運動/軍 (SLM/A) The Sudan Liberation Movement/Army 主流派の間で和平合意が調印され、引き続き、和平合意を未だ受け入れていない勢力に対する働きかけが行われている。また同合意を受け、本年5月、国連安保理は、AMISの国連PKOへの移行準備を促進することを主な内容とする決議を採択した。

## 軍事科学技術の動向

近年の情報通信技術（IT）の大幅な進歩に伴い、米国をはじめとする先進諸国は、IT革命に端を発する技術革新が戦闘力などの飛躍的向上を実現し得ると考え、軍事技術分野における各種研究と施策を継続している。特に、米国においては、軍の変革（トランスフォーメーション）の方向性として、ネットワーク中心の戦い（Network Centric Warfare）が重視されている。このネットワーク中心の戦いでは、偵察衛星や無人機などを中心とする情報収集システムを駆使して収集された敵部隊などに関する情報は、ネットワークを通じて共有され、遠隔地の司令部からであっても極めて短時間に指揮・統制が行われ、目標に対して迅速・正確かつ柔軟に攻撃力を指向することが可能となる。これは、戦場空間における戦場認識能力のさらなる優位を獲得するとともに、より効率的な戦力運用を目指すものである。

また、ITの発達にはメディアが戦闘様相や被害状況をリアルタイムで世界中に報道することを可能にし、一般市民や味方兵員の死傷をより局限することを求める社会的趨勢<sup>すうせい</sup>を生み出した。こうした趨勢に対応するためにも、米国を代表とするハイテク型軍隊を擁する国々は、軍事目標に限定した精密で効果的な攻撃のための精密誘導技術や味方兵員の死傷を局限するための無人化技術に関連する研究開発を重視している。

精密誘導兵器の代表的なものとして、爆弾用精密誘導装置（JDAM）がある。その特徴は、非誘導（自由落下型）爆弾に誘導用テイルキット<sup>1</sup>を装着することにより、正確で全天候型の誘導爆弾を簡易かつ安価に製造できる点にある。JDAMは、優先順位の高い目標に対する戦闘機や爆撃機による正確な空対地攻撃を可能にした。誘導は、尾部の操舵翼、駆動装置、制御用の電子回路などから構成されるテイル・コントロール・システムとGPS（全地球測位システム）支援のINS（慣性航法装置）によって行われ、最も正確なモードによれば、投下した爆弾の半数以上が半径十数mの円の中に着弾するとされる。

他方、PAVEWAYと呼ばれるレーザー誘導の精密誘導爆弾も広く使用されており、GPS誘導よりも命中精度が高いとされているが、着弾するまで目標にレーザーを当て続けなければならないという運用上の制約も存在する。

無人化技術については、その代表的なものに無人航空機（UAV）がある。米国防省が本年2月に発表した「4年毎の国防計画の見直し（QDR）」では、UAVの開発や配備が重視されている。具体的には、本QDRにおいて、国防省は、統合無人戦闘航空システム（J-UCAS）<sup>2</sup>を再編することとし、これにより、空中給油が可能な空母搭載型の長距離無人航空機の開発を進め、スタンドオフ攻撃能力や海上航続能力などを向上するとしている。また、現有のプレデター<sup>3</sup>やグローバルホーク<sup>4</sup>の取得を推進し、UAVによる偵察・監視能力などを現在の2倍にするとしている。



JDAMを投下する米空軍B-2爆撃機〔U.S.A.F〕

- 1) 爆弾の尾部に装着する操舵翼、駆動装置、誘導装置や爆弾中央部に取り付けるストレーキ（翼）など、爆弾本体に装着する付属装置全体のこと。
- 2) J-UCASは、米空軍と米海軍が別個に進めていた無人攻撃機の実証計画を国防高等研究計画局（DARPA）の下で統合して推進してきたものであり、敵防空網制圧などを任務とし、ボーイング社のX-45（空軍）、ノースロップ・グラマン社のX-47（海軍）の2機種で実証が進められてきた。
- 3) MQ-9BプレデターBは、最大運用高度15.5km、最大航続距離12,000km、航続時間35時間、最大水平速度444km/h、ペイロード（内部）363kg、（外部）1,360kgとされ、攻撃能力を重視して開発されている。（数値は、ジェーン年鑑による。）
- 4) RQ-4Bグローバルホークは、最大上昇限度18.3km、最大航続距離23,000km、最大航続時間36時間、最長滞空巡航速度574km/h、ペイロード1361kgとされる。（数値は、ジェーン年鑑による。）